就労継続支援Ｂ型　○○○○事業所

工賃支給規定

（目的）

1. 本規定は、○○○○事業所の利用者さんに対し、支給する工賃についての基準を定めるものとする。

（工賃の支払い方法）

1. 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、領収書に本人の捺印またはサイン後、事業所に提出することで確認する。ただし、本人が領収書に捺印またはサインすることが困難である場合には、代理者が捺印またはサインすることができる。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第３条　　工賃は、毎月１回、前月○○日から支払い月○○日までの分をその月の月末に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その日の通所日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることがある。

（工賃の計算）

第４条　　工賃の計算は、障害者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。また、利用者の作業能力がその障害により違いがあるので来所日数による算出を行う。

　　　　ここに工賃の計算、規定などを入力してください。

ただし、来所費支払いで余剰が生じた場合は、この限りではない。

（その他）

第５条 　　この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、法人と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

１　この規程は、平成○○年○○月○○日より施行する。

２　この規定は、平成○○年○○月○○日より　第４条（工賃の計算）の項目を変更し、施行する

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者　　　　　　　　　　　　印

　代理人　　　　　　　　　　　　印